

## 第4回 第4期嘉麻市自治推進委員会

○日 時 令和2年2月17日(月) 午後3時00分～

○場 所 嘉麻市役所 碓井庁舎 委員会室3

○出席者

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
会長	大山 博之		副会長	添田 文彰	
委員	宇佐波 吉徳		委員	富崎 静江	
〃	室井 美智世		〃	大里 盛人	
〃	鹿江 由美子		〃	川原 幸二	
〃	西村 光昭		〃	松田 クニ子	

・オブザーバー

副市長 白石 二郎

・事務局

企画財政課長 大村 輝生          企画財政課長補佐 廣谷 友紀

企画調整係長 松岡 彰

【議 事】

1. 自治基本条例第6条の情報共有の原則及び第7条の協働の原則に係る事務の運用に関する答申について

2. その他



令和2年2月 日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市自治推進委員会  
会長 大山 博之

答 申 書

平成29年11月14日付け29嘉企第933号にて貴職から諮問のありました件につき、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

## 1 はじめに

嘉麻市自治基本条例（以下「条例」という。）が、平成22年12月28日に施行され、9年が経過しました。この条例の基本的な理念は、市民、議会、行政がそれぞれの立場を尊重し、互いに協力して市政に携わることです。

そこで、判断材料の基礎となる情報をオープンにし、いかに共有するかが鍵となります。この姿勢は、条例の最も基本的な考え方であり、4つの基本原則のうち最重要項目と言っても過言ではありません。

具体的には、条例第6条（情報共有の原則）に位置づけられており、第19条では、「議会及び市長等は、公正で開かれた市政の実現のため、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない」と規定されています。

とりわけ、市の重要事項が審議される審議会等の運営については、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程が定められ、開かれた会議運営や委員の市民公募など、積極的な市民参画が取り入れられています。

また、市の重要な政策等の策定にあたり、その素案を公表して市民の意見を広く求めるパブリックコメント手続については、嘉麻市パブリックコメント手続実施規程を定め、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表するなど、市民参画の手法の一つとなっています。

そこで、当委員会では、審議会等の会議及び会議録の公開やパブリックコメント手続が、それぞれの規程に基づき適正に運用されているかについて調査を行いましたので、これらの調査結果に基づき審議した結果を答申いたします。

## 2 審査経過及び結果について

### （1）会議及び会議録の公開状況について

「会議の公開・非公開」、「会議開催の事前公表の実施」、「会議録の公開・非公開」、「会議録の公開方法」、「会議録の公開までに要した期間」等について書面調査を行い、ホームページ及び各庁舎情報コーナーへの掲載状況については、現地調査を行いました。

運用状況について、「問題なし」、「一部問題あり」、「問題あり」の3段階に分け評価を行った結果、平成30年度に開催された全40審議会中、「問題なし」は14件、「一部問題あり」が20件、「問題あり」が6件でした。

#### ①会議録のホームページ及び情報コーナーへの掲載について

会議録等の公開については、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第10条で、会議開催日からおおむね1ヶ月以内に会議録を作成し、各庁舎の情報コーナー及びホームページへの掲載を行う必要があるとされています。

しかしながら、どちらか一方のみの公開であったものが12審議会、どちらも

公開していなかったものが6審議会、会議録の作成に1ヶ月以上の期間を要していたものが12審議会ありました。また、各所管課に実施した書面調査では「会議録を公開している」と回答しているにもかかわらず、現地調査では、会議録が確認できないという事例もあり、極めて残念な結果となりました。会議録等の公開については、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第10条（会議録等の公開）に基づく適正な事務処理を強く要望します。

なお、自治推進委員からは、次のような意見が出されました。

- ・しっかり制度を運用している部署とそうでない部署があり、バラつきが見られるため、事務の流れをフローチャートにまとめたマニュアルを作成し、周知する必要がある。
- ・会議録は、会議内容の全文を記載する必要はなく、要点筆記で足りることを改めて周知し、1ヶ月以内に作成するよう指導する必要がある。

また、各庁舎の情報コーナーは、市民が市政への関心や参画の意欲を高めることができるよう、会議録に限らず、市政に関する情報を速やかに、かつ、分かりやすく提供するスペースとして常に整理整頓され、有効活用していただくよう要望します。

## ②会議開催の周知について

嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程第6条に「市の広報紙やホームページ等により、あらかじめ公表しなければならない」とあり、会議開催の事前公表は、会議の公開・非公開を問わず必須とされています。

しかしながら、13審議会が会議開催の事前公表をしておらず、そのうち5審議会は、「会議は公開」としているにもかかわらず、事前公表をしていませんでした。規程が遵守されておらず、極めて残念な結果です。

会議の事前公表は、公正で開かれた市政の実現を推進するための入り口であり、市民の知る権利や市政への参画、情報共有の前提となるものです。非公開の審議会についても、緊急に会議を開催する必要性が生じた場合など特別な理由がない限りは、原則として会議開催の事前公表をする必要があることを、改めて周知徹底するよう強く要望します。

## (2) パブリックコメント実施状況について

「施策名」、「実施期間」、「意見提出者数」、「意見数」、「意見を受け修正した数」等について書面調査を行い、平成30年度に嘉麻市議会へ上程された議案や、策定された計画については、パブリックコメントの実施状況調査を行いました。また、パブリックコメントが実施されていないものについては、嘉麻市パブリック

コメント手続実施規程第3条第1項に規定されているパブリックコメントの対象かどうか、第3条第2項に規定されている実施しない理由に該当するかどうかについても調査を行いました。

平成30年度は、パブリックコメントが7件実施されており、パブリックコメントを実施すべき計画が1件あったものの、おおむね適正に運用されていました。

なお、自治推進委員からは、次のような意見が出されました。

- ・一部の計画のみに意見が集中しており、全体的にはほとんど意見が出ていないのが現状であるため、制度の運用方法について、見直しを行う必要があるのではないか。
- ・パブリックコメントという言葉が市民には分かりづらいのではないか。分かりやすい言葉で募集すれば意見が増えるのではないか。

パブリックコメント手続は、市の政策等の案を公表し、広く市民に意見を求めるものです。条例の目的である「市民が主体の自治の実現」を図るためにも、市民が市政に参画する重要な手法であることから、分かりやすい言葉で意見を募集するなど、市民が市政に関心を持つための工夫も必要です。職員への更なる周知徹底を含め、制度の効果的な運用を要望します。

### 3 おわりに

前回の審査以降、大半の審議会で会議録が公開され、以前は非公開であった会議が公開で開催されるようになるなど、一定の改善が図られたことは評価するところです。

しかしながら、非公開の審議会では、依然として会議開催の事前公表を行わず、会議録も公開していないものが多く見られました。会議録は、個人情報など公開できない情報を除き、できるだけ公開するよう努めることとされています。公正で開かれた市政を実現するためにも、非公開の審議会であっても、公開できる部分がないか再検討するよう要望します。

また、パブリックコメント手続については、今回初めて審査を行いました。おおむね適正に運用されていました。今後の課題として、パブリックコメントの提出者をいかに増やしていくか、市民の意見をどう施策に反映していくかなど、先進事例を参考にしながら、制度運用についての研究が必要と考えます。

最後に、今回の当委員会の提言が十分に尊重され、市民との情報共有がさらに図られることを願うとともに、より一層市民参画が推進されることを強く要望し、答申の結びといたします。

## 第4期嘉麻市自治推進委員会委員名簿

(任期：平成29年11月14日～令和3年3月31日)

大区分	小区分	氏名	役職	備考
学識関係	学識経験者	宇佐波 吉徳		青少年育成住民会議
各種団体等	自治関係者	富崎 静江		嘉麻市行政区長連合会推薦
	商工関係者	室井 美智世		嘉麻商工会議所推薦
	福祉関係者	大里 盛人		嘉麻市社会福祉協議会推薦
一般公募	公募委員	大山 博之	会長	
	公募委員	松田 クニ子		
	公募委員	鹿江 由美子		
	公募委員	西村 光昭		
	公募委員	川原 幸二		
	公募委員	添田 文彰	副会長	

(敬称略)

29 嘉企第933号  
平成29年11月14日

嘉麻市自治推進委員会会長 殿

嘉麻市長 赤間 幸弘

### 諮 問 書

地方分権改革後、地方自治体においては「自己決定・自己責任」に基づいた自治を行っていくことが求められています。嘉麻市でも地域の実情や市民ニーズを的確に反映させるなど自治能力の向上に努めてまいりました。

こうした中、嘉麻市自治基本条例は、平成22年12月28日に施行され、丸7年を迎えようとしています。今後、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、本条例が市民に広く浸透することが重要であり、この条例の理念が他の条例等や具体的な施策、制度に反映されているか検証していただきたく、嘉麻市自治基本条例第38条の規定に基づき、貴自治推進委員会へ諮問いたします。

### 記

- 1 自治基本条例第6条の情報共有の原則に係る事務の運用について
- 2 自治基本条例第7条の協働の原則に係る事務の運用について